

2025年9月3日

神戸市長
久元 喜造 様

神戸市教育委員会
教育長 福本 靖 様

全教神戸市教職員組合
執行委員長 飯塚直人

2026年度教育環境整備・労働条件改善に関する要求書の提出にあたって

貴職におかれましては、日頃から神戸の子どもたちと教職員に対し様々なご配慮をいただき、また教育の充実のために日々ご尽力いただいておりますことに敬意を表します。

今学校は、文部科学省からの諮問を受け、中央教育審議会が公表した答申『『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～』を具現化することを強く求められています。

現代の学校教育環境が抱えている様々な諸問題を解決するため、また急激に変化する時代を生き抜く力をつけるため、新たなる視点を持ち、これまでの教育内容や方法を見直す必要性は、日々現場で直接教育に携わっている我々教職員も当然のことながら実感しており、またそのために必要な研修も、各職場や実践研など、様々な場面を通じて重ねられています。

しかしながら、現場の問題は減るどころか深刻化しているのはいったい何故なのでしょう。学級や学年が崩壊し、子どもたちは荒れ、担任が休職や退職に追い込まれるという事例は、今やどの学校で起きても不思議なことではなく、その根本的な原因の考察と解決策は見出せないまま、人的補償がない教科担任制やチーム担任制といったカンフル剤では立ち回らなくなっているのが現状です。

また、登校できない、登校しても教室での学習や集団での生活ができない子どもの数は増加の一途をたどり、多様な学びの場の整備では到底追いつかない、有効な手段にまでなり得ていないのが実状です。

さらにコロナ以降、急速に進んだICT教育、GIGAスクール構想は、ハード面こそ整備されましたが、端末を用いての生徒指導上の問題や、膨大な修理費用、それらが新たなる業務負担となって現場を多忙にさせているなど問題が山積みです。

一方私たち教職員に目を向ければ、業務改善、働き方改革の号令のもと、残業時間や業務・行事等の見直しや削減。校務支援システムやクラリネットの活用による事務軽減は一定進みました。しかしながら教職員がその分元気になり、生き生きと働いているかといえば必ずしもそうとは言えません。

来年度から実施予定の「コベカツ」同様、もっともっとボトムからの声を吸いあげる機会を増やして頂きたいのと同時に、各職場で闊達な意見を交わすことができるための勤務時間内での自由な時間の保障が今求められています。

それらに関わって、この度私たち全教神戸市教職員組合は、従来からの定期大会などの機関会議や意識アンケート調査による実態把握や要求集約に加え、今年度は夏季休業中に二日間に渡って来年度に向けての要求書を作成しました。

どうぞ私たちの切実なる声に耳と心を傾けて頂きまして、ともに『令和の神戸型学校教育』の構築を目指しましょう。

Ⅰ. 諸権利・労働条件

1. 労働基準法、県の勤務時間条例・勤務時間の適正化通知などに定められた1日7時間45分、週38時間45分勤務の確立に向けた条件整備や指導を徹底すること。
 - (1) 教職員の勤務実態については、時間外在校等時間の削減に着目するだけでなく、「子どもも先生も笑顔で過ごせる学校」を目指し、他都市でも実施しているように抽出で持ち帰り仕事の調査を行い、実態把握をすること。軽減への実効性ある具体策を講じること。
 - (2) 教員の持ちコマ数の把握と上限設定等、軽減への実効性ある具体策を講じること。
2. 教職員の未配置を解消する抜本的かつ早急なとりくみに全力をあげること。
 - (1) 途中退職や休職に備えて、プール制などの抜本的な対策を講じること。
 - (2) 全ての教職員が同一労働同一賃金になるよう賃金・権利等の待遇改善をさらにすすめること。
 - (3) 早期退職する教職員の理由を把握し、具体的な対策を施すこと。
3. 労安法や県教委通知「学校等における職員の安全衛生管理体制等の整備について」(H12.1.4)にもとづき、次の措置を実現すること。
 - (1) 全職場に「労働安全衛生委員会」等を設置し、職場環境に関する教職員の意見が反映されるように、必要な措置を講じること。
 - (2) 専任の産業医、衛生管理者を各職場に配置するための体制づくりをさらにすすめること。
4. 宿泊行事前後の勤務の割振りについては、事前に職員に提示し児童生徒の休業日とあわせて必ず割振りをおこなうよう学校長に指導し、各学校で体制づくりが行われるよう指導すること。
 - (1) 割振りが取得できる仕組みを簡略化し、割振りを取得しやすく制度を変えること。
5. 長期休業中の日番は、直ちに廃止するよう、校長会や各校長に伝えること。
6. 臨時的任用教職員には、辞令発令時に直接本人に給与・勤務条件等について、文書で明示し説明すること。
7. 教職員の権利の侵害に対して、改善・是正をはかること。
 - (1) ハラスメントに対しては、敏速かつ厳正に対処すること。
 - (2) 会計年度任用職員に対する超過勤務の実態をつかみ、その改善にむけて管理職に指導すること。
8. 保護者や児童生徒等からの不当な行為にどのように対処するかを周知し、対応する窓口を教育委員会事務局内に設けること。
9. 事務・権限の移譲にともない教職員の諸権利や労働条件が後退した部分（介護休暇や子の看護休暇の要件等）に対しては早急に制度を整え、県同様のものにする事。
 - (1) 「子育て休暇」という名称に変更し、内容の充実を図ること。
 - (2) 学校行事や参観への参加にも適用できるようにすること。
10. 他府県からの現職枠で採用された教職員の採用年度の6月の期末勤勉手当を県同様に全額支給できるよう、他府県の教育委員会と連携を図ること。
11. フッ化物洗口の洗口液の配布については教育委員会事務局の管理のもと配布すること。

12. 栄養教諭を全校に配置すること。食物アレルギーがある児童・生徒への対応を栄養教諭とともにおこなえるように教職員の負担を軽減すること。

II. 定員等

1. ゆきとどいた教育のための少人数学級の早期実現を国に強く要望すること。
 - (1) 国の責任による35人学級を中学校・高等学校の全学年への拡大、次期公立義務教育諸学校教職員定数改善計画の早期策定、義務標準法及び高校標準法改正による学級編成基準の引き下げ、小・中学校全学年での30人学級の実施、また特別支援学級の6人学級を文科省に要望すること。当面、神戸市独自の予算で実施すること。
2. 定数内臨時採用を解消し、正規の教職員を配置すること。

III. 福利・厚生

1. 生活習慣病特別健康診断の検査項目を充実させること。
 - (1) 血液検査に抗体検査(C型肝炎・B型肝炎)を加え、また希望者には便潜血反応、骨量検査、がん判定(肺がん、胃がん等)直接撮影等、検査項目を受けられるようにすること。
 - (2) 検診の結果に基づき、再受診・治療をする場合は勤務の軽減等の適切な措置がとれるようにすること。
2. 年度始めにおける臨時的任用教職員へ公立学校共済組合員証等の発行を、迅速におこなうこと。
3. 神戸市立学校教職員共済会の解散を受け学校厚生会と連携して福利厚生事業の充実をはかること。

IV. 研修

1. 自己の研鑽のための研修が幅広くおこなえるよう参加費等費用負担を含めて奨励・支援すること。
2. 管制、悉皆研修の量を減らし現場の負担を減らすこと。
3. 研修履歴を簡略化すること。また、研修履歴を人事評価の対象としないこと。
4. 時期及び内容、報告等が初任者にとって負担にならぬよう配慮すること。

V. 施設・設備・教育条件

1. 特別教室のエアコン設置を早急に完了させること。
2. 教育としての給食をすすめ、学校給食を抜本的に改善・充実させること。
 - (1) 給食費の保護者負担をさらに軽減すること。
 - (2) 給食の地産地消化をすすめること。また、無農薬栽培のものを増やすこと。
 - (3) 始業式・終業式の日給食はおこなわないこと。
3. 桜の宮小中学校分校の教育条件・教育施設の改善を行うこと。
 - (1) 運動場または、体育のできる場の設置。

- (2) 複式学級の解消・特別支援学級の設置・サポートルームのための教室を増やすこと。
- (3) 天井吊り下げのスプリンクラーの天井埋め込みを行うこと。
- (4) 他の小規模校と同様に、複式授業解消のための学習指導員等の人員を配置すること。
- (5) 特別支援学級に在籍していた児童生徒が特別支援教育が受けられるよう、特別支援教育支援員の配置や他校の特別支援学級に入級ができるよう教育条件を整備し直すこと。
- (6) 一人ひとりの児童生徒の学びの場の検討を教育委員会が行うこと。

VI. 教育内容・制度

1. 憲法・子どもの権利条約に基づく教育行政をすすめること。
2. 「教育のICT化」やオンライン教育が子どもと教育に与える負の影響を、先行する海外の事例等も参考に慎重に検討し公表すること。
3. タブレットでのドリル学習は、各学校の裁量に任せるようにすること。
4. GIGA端末に時間制限を設けるなど、適正にGIGA端末が使用できるように設定すること。
5. 「神戸市人事評価制度」を賃金にリンクさせないようにすること。
 - (1) 評価結果は、口頭ではなく文書で本人（被評価者）に伝えること。
6. 「自然学校」「トライやるウィーク」「わくわくオーケストラ教室」などの行事を神戸市独自で見直すこと。当面、これらの事業については、実施の是非も含めて、学校現場での十分な論議を保証し、それぞれの学校や地域の実態に合わせた弾力的な実施を認めること。
7. 真に子どもたちの豊かな個性をのばす活動として、中学校の部活動の地域委託を進めること。
8. 学校の教育課程編成にあたって、次の点に留意すること。
 - (1) 教育課程の編成は、子どもや地域の実態に応じ、各区の校長会等のトップダウンで決めることのないよう、各学校が主体的におこなうべきものであることを尊重すること。
9. 不登校、発達障害など、子どもの発達に関わる問題に対する専門機関を拡充すること。
 - (1) 小中学校の登校支援をより一層充実させるためにサポートルーム支援員の時間を延長すること。
 - (2) 特別な支援を要する児童・生徒が在籍する通常学級へ必要な教員を配置し、巡回相談などの拡充を継続すること。
 - (3) 自校通級の体制整備を更に進めること。
10. 障害がある子どもすべてに豊かな発達を保障すること。
11. 世界に誇る非核「神戸方式」や非核平和都市宣言を、広く市民、子どもたちにその意義を知らせるための措置を引き続き実施すること。
12. 自衛隊による中学生の勧誘をおこなわせないこと。
 - (1) 自衛隊への「トライやる・ウィーク」をおこなわないこと。
13. その他、勤務労働条件に関連する事項に関しては事前事後含めて現場の意見をよく聞き、全教神戸とも協議をすること。

専 門 部 要 求

【養護教員部】

1. 12学級以上の学校には複数の養護教諭を配置することで業務負担軽減を図ること。
 - (1) すでに複数配置されたところについては、一定の児童数減が生じても、直ちに引き上げるのではないようにすること。
2. 繁忙期に、補助養護教諭を配置し、業務負担軽減をはかること。
3. 神戸市独自で実施している秋の歯科検診については、廃止の方向ですすめること。
4. 日本スポーツ振興センターの災害給付にかかわる事務のうち、給付金の支給については行政事務センター等から直接保護者の口座に振り込み、教員の業務負担軽減につとめること。
5. 保健室の施設・設備を充実させること。
 - (1) シャワー、足洗い場、汚物処理等の設備を充実させること。

【女 性 部】

1. 全ての教職員の妊娠判明時から、早急に先読み加配を配置し、妊娠負担軽減を行うこと。
2. 妊娠障害休暇の取得期間を3週間程度に増やすこと。
3. 産前・産後休暇、育児休業を行使する全対象者に代替教員との引継期間を3日間保障すること。
4. 年度途中の保育所入所ができるよう、0歳児・乳幼児の保育施設、定数、保育士増員など、今後とも受け入れ体制の整備につとめること。

【障害児教育部】

1. 特別支援学校の教育条件を整えること。
 - (1) 広い運動場や体育館（雨天体操場）、特別教室を確保し、過密の解消をおこなうこと。
2. 特別支援コーディネーターについては、教員の負担を軽減し、在籍児童の指導へのしわよせをなくすため、その専門性を発揮するためにも、定数の枠外で配置すること。
3. 通級指導教室を増設し、教職員を増員すること。
4. 新しい個別の指導計画などトップダウンで制度を導入するのではなく、現場の声を聞き事前の相談や試用期間等を設けてとりくみをすすめること。
5. 特別支援学級・学校の教科書選択の方法を見直すこと。
 - (1) 一般図書の閲覧会場を増やすこと。また、閲覧本の部数を増やす、本棚の配置を変更するなど、選択作業をしやすくすること。
 - (2) 閲覧本の一覧表の開示を早めること。
 - (3) 一般図書の選書を見直すこと。当面、どのような教科書が必要なのかを調査し、選書数を大幅に増やすこと。
 - (4) 類型に合わせた学習計画を進めていくのであれば、類型に合わせた統一教科書を選択肢として用意すること。
6. 特別支援学級の児童・生徒数、学級数が増えている学校においては、特別支援学級別ではなく特別支援学級内の学年別での会計処理も選べるように「特別支援学級経営の手引き」を変更すること。
7. 訪問教育や進路指導で自家用車を使用した場合の駐車場代を補償すること。また、タクシーの使用を認めること。

【青年部】

1. 臨時的任用教職員の身分と待遇を改善すること。
 - (1) 正規採用を望んでいる臨時的任用教職員を長期に渡り臨時的に任用することをやめ、正規採用を行うこと。
 - (2) 会計年度任用職員の待遇を改善すること。
2. 初任研同様、2、3年目の研修にも後補充をつけること。
3. 住居手当を増額すること。また、自家用車を使用した通勤に関する課題について改善すること。
4. 産育休における代替要員を確実に確保すること。

以 上